

政令第 号

自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備
に関する政令

内閣は、自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第六十五号）の施行に伴い、並びに自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第十三条第一項、第七十二条第一項第一号及び第二号、第七十八条並びに第七十九条、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百十八条第二項及び第三項（これらの規定を同法附則第五十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（自動車損害賠償保障法施行令の一部改正）

第一条 自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「とおり」を「各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額」に改め、同項第一号中「者」を「者 イ又はロに掲げる損害の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額」に改め、同

号イ及びロ中「につき」を削り、同項第二号中「者」を「者イ又はロに掲げる損害の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額」に改め、同号イ及びロ中「につき」を削り、同項第三号中「者を除く。」を「者を除く。」イからへまでに掲げる損害の区分に応じ、それぞれイからへまでに定める金額」に改め、同号イからへまでの規定中「につき」を削る。

第二十条の見出し中「てん補」を「填補」に改め、同条第一項中「第七十二条第一項」を「第七十二条第一項第一号又は第二号」に、「金額は」を「金額は、それぞれ」に、「それぞれ第二号」を「第二号第一項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号」に改め、同条第二項中「第三条の二」を「法第十六条の二の規定及び第三条の二」に、「第七十二条第一項」を「第七十二条第一項第一号又は第二号」に、「行なう損害のてん補」を「行う損害の填補」に改める。

第二十二条第一項中「てん補額」を「填補額」に、「てん補すべき」を「填補すべき」に、「第七十二条第一項」を「第七十二条第一項第一号又は第二号」に改める。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

(自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令の一部改正)

第二条 自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令（昭和三十年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

自動車事故対策事業賦課金等の金額を定める政令

第一条の見出しを「（自動車事故対策事業賦課金の金額）」に改め、同条中「自動車損害賠償保障事業賦課金」を「自動車事故対策事業賦課金」に、「締結した責任保険又は責任共済の契約ごとに、別表第一の式により算出した金額」を「次に掲げる金額の合計額」に改め、同条に次の各号を加える。

一 自動車損害賠償保障事業に必要な費用に充てるものとして、締結した責任保険又は責任共済の契約ごとに、別表第一の式により算出した金額

二 被害者保護増進等事業に必要な費用に充てるものとして、別表第二の式により算出した金額を基礎として、自動車の運行によつて他人の生命又は身体が害された場合における自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第九条に規定する自動車の種別ごとの損害の状況を勘案して、締結した責任保険又は責任共済の契約ごとに国土交通大臣が告示で定める金額

第二条中「自動車一両ごとに、別表第二の式により算出した金額」を「次に掲げる金額の合計額」に改め、同条に次の各号を加える。

一 前条第一号に掲げる金額に対応するものとして、自動車一両ごとに、別表第三の式により算出した金額

二 前条第二号に掲げる金額に対応するものとして、自動車一両ごとに、同号に規定する国土交通大臣が告示で定める金額の一年分に相当する金額として国土交通大臣が告示で定める金額

別表第一中 $\frac{\text{「 2 }]{1,000\text{」}}{\text{「 5 }]{10,000\text{」}}$ を $\frac{\text{「 K }]{K+3\text{」}}{\text{「 K }]{K+4\text{」}}$ に、 $\frac{\text{「 3 }]{1,000\text{」}}{\text{「 5 }]{10,000\text{」}}$ を

$\frac{\text{「 2 }]{1,000\text{」}}{\text{「 5 }]{10,000\text{」}}$ に改める。

別表第二中 $\frac{\text{「 2 }]{1,000\text{」}}{\text{「 5 }]{10,000\text{」}}$ 及び $\frac{\text{「 1 }]{1,000\text{」}}{\text{「 5 }]{10,000\text{」}}$ を $\frac{\text{「 5 }]{10,000\text{」}}{\text{「 5 }]{10,000\text{」}}$ に改め、同表を別表第三とし、別表

第一の次に次の一表を加える。

別表第二(第一条関係)

C-I

F

備考

この式において、C、I及びFの意義は、次のとおりとする。

C 被害者保護増進等事業の執行に必要な費用の金額

I 自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定の歳入のうち被害者保護増進等事業に充てるためのものであつて、特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第二百十三条第一項第一号に掲げるもの以外のものを合計した金額

F 責任保険又は責任共済の契約が締結されている自動車の台数

(特別会計に関する法律施行令の一部改正)

第三条 特別会計に関する法律施行令(平成十九年政令第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

「第九節 自動車安全特

目次中「第九節 東日本大震災復興特別会計（第六十五条―第六十七条）」を

第十節 東日本大震災

別会計（第六十五条）

に改める。

復興特別会計（第六十六条―第六十八条）」

第六十七条を第六十八条とし、第六十六条を第六十七条とし、第六十五条を第六十六条とし、第二章中第九節を第十節とし、第八節の次に次の一節を加える。

第九節 自動車安全特別会計

（自動車事故対策勘定の損益計算上の利益及び損失の額の算定方法）

第六十五条 法第二百十八条第二項に規定する損益計算上の利益として政令で定めるところにより算定した金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額が零を上回る場合における当該上回る金額とする。

一 当該会計年度における次に掲げるものの合計額

イ 被害者保護増進等事業（法第二百十八条第二項に規定する被害者保護増進等事業をいう。以下こ

の項において同じ。)に充てるための自動車事故対策事業賦課金(自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号。次号において「自賠法」という。))第七十八条に規定する自動車事故対策事業賦課金をいう。)

ロ 平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律(平成六年法律第四十三号)第七条第二項及び平成七年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律(平成七年法律第六十号)第十条第二項の規定による一般会計からの繰入金のうち、被害者保護増進等事業に係るもの

ハ イ及びロに掲げるもののほか、自動車事故対策勘定の益金のうち被害者保護増進等事業に係るものとして国土交通省令で定めるもの

二 当該会計年度における次に掲げるものの合計額

イ 自賠法第七十七条の四の規定による交付金

ロ 自賠法第七十七条の四の規定による補助金

ハ イ及びロに掲げるもののほか、自動車事故対策勘定の損金のうち被害者保護増進等事業に係るもの

のとして国土交通省令で定めるもの

2 法第二百十八条第三項に規定する損益計算上の損失として政令で定めるところにより算定した金額は、前項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額が零を下回る場合における当該下回る金額とする。

附則第二十二條及び第二十三條を次のように改める。

(法附則第五十六條の規定により法第二百十八條第二項及び第三項の規定を読み替えて適用する場合における自動車事故対策勘定の損益計算上の利益及び損失の額の算定方法)

第二十二條 法附則第五十六條の規定により法第二百十八條第二項の規定を読み替えて適用する場合における同項に規定する損益計算上の利益として政令で定めるところにより算定した金額は、第六十五條第一項の規定にかかわらず、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額が零を上回る場合における当該上回る金額とする。

一 当該会計年度における次に掲げる金額の合計額

イ 第六十五條第一項第一号イからハまでに掲げるものの合計額

ロ 自動車損害賠償責任再保険事業等（法附則第五十六条の規定により読み替えて適用する法第二百十二条の二第一項に規定する自動車損害賠償責任再保険事業等をいう。以下この項において同じ。）に充てるための次に掲げるものの合計額

(1) なお効力を有する旧自賠法（法附則第五十六条の規定により読み替えて適用する法第二百十二条の二第一項に規定するなお効力を有する旧自賠法をいう。以下この項において同じ。）第四十六条（なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による納付金

(2) 自動車損害賠償責任再保険事業等に充てるための前会計年度から当該会計年度に繰り越された支払備金

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、自動車事故対策勘定の益金のうち自動車損害賠償責任再保険事業等に係るものとして国土交通省令で定めるもの

二 当該会計年度における次に掲げる金額の合計額

イ 第六十五条第一項第二号イからハまでに掲げるものの合計額

ロ 自動車損害賠償責任再保険事業等に係る次に掲げるものの合計額

(1) なお効力を有する旧自賠法第四十条第一項の規定による再保険の再保険金及び同条第二項の規定による保険の保険金

(2) 自動車損害賠償責任再保険事業等に充てるための当該会計年度から翌会計年度に繰り越す支払
備金

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、自動車事故対策勘定の損金のうち自動車損害賠償責任再保険事業等に係るものとして国土交通省令で定めるもの

2 法附則第五十六条の規定により法第二百十八条第三項の規定を読み替えて適用する場合における同項に規定する損益計算上の損失として政令で定めるところにより算定した金額は、第六十五条第二項の規定にかかわらず、前項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額が零を下回る場合における当該下回る金額とする。

第二十三条 削除

(国土交通省組織令の一部改正)

第四条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条中第十二号を第十三号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同条第六号中「保障勘定、」を「自動車事故対策勘定及び」に改め、「及び自動車事故対策勘定」を削り、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 被害者保護増進等計画（自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第七十七条の三第一項に規定する被害者保護増進等計画をいう。第一百三十二条第六号において同じ。）の作成及び変更並びに同法第七十七条の四の規定による交付並びに出資及び貸付け並びに補助に関する事。

第一百三十一条第十五号中「保障勘定、」を「自動車事故対策勘定及び」に改め、「及び自動車事故対策勘定」を削る。

第一百三十二条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 被害者保護増進等計画の作成及び変更並びに自動車損害賠償保障法第七十七条の四の規定による交付並びに出資及び貸付け並びに補助に関する事。

附則第五条の二中「次に掲げる」を「自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法

の一部を改正する法律（平成十三年法律第八十三号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法の規定に基づく再保険関係及び保険関係に係る自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任共済保険事業（附則第二十四条の二において「再保険事業等」という。）に関する」に改め、同条各号を削る。

附則第二十四条の二中「次に掲げる」を「再保険事業等に関する」に改め、同条各号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（保険業法施行令の一部改正）

2 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の四の五中「自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令」を「自動車事故対策事業賦課金等の金額を定める政令」に改める。

理由

自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、自動車事故対策事業賦課金の金額を定める等、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令その他の関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。